

令和6年11月1日道路交通法の改正

自転車の危険な運転に、新しく罰金が整備されました。

運転中の、ながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら運転する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

違反者は、**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合は、**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**



酒気帯び運転および、ほう助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たな罰則が整備されました。

違反者は、**3年以下の懲役又50万円以下の罰金**

自転車の提供者は、**3年以下の懲役又50万円以下の罰金**

酒類提供者・同乗者は、**2以下の懲役又30万円以下の罰金**

自転車の盗難に注意

- わずかな時間でも、**カギ**をかける。
- 2個以上の**カギ**をする、手すりや柱など動かないものに固定する。
- **防犯登録**をする、万が一盗まれた時のために防犯登録番号を確認しておく。
- 駐輪する場合は、**二重ロック**と人通りの多い場所を選ぶ。

犯罪発生情報

12月の町内犯罪発生状況 13件(前年比+6件)		
種別	自転車盗	1件
	器物損壊	5件
	その他	7件
令和6年度犯罪発生累計		172件

交通安全クイズ

自転車の安全点検は、いつやりますか？

- ① 乗る前に必ずやります。
- ② 思いついた時、丁寧にやります。
- ③ 変な音がした時にやります。